

国は上告を断念し、直ちに、開門の政治決断を行い、
漁民側との開門協議を開始すべきである

2010年12月8日
よみがえれ！有明訴訟弁護団

報道によると、国は、福岡高裁の判決を受け、来春にまとまる環境影響評価の中間報告を受けて、段階的開門か制限付制限開門かのいずれかを定める、高裁判決が命じた常時開門と開門方法が異なるため上告を検討するということのようなのである。

しかしながら、今、重要なことは、上告を断念し、直ちに開門の政治決断を行い、漁民側との裁判内外における開門協議を開始することである。

とりわけ、開門方法に対する異議を根拠として上告するのは、訴訟内外の経緯を無視し、円満かつ早期の解決をのぞむ世論に対する裏切りであると言わざるをえない。

上告の必要性はまったくないし、百害あって一利なしである。

- 1 そもそも、開門方法に対する異議は、上告理由としての憲法違反、上告受理理由としての判例違反、法令違反のどれにもあたらない。
- 2 これまで訴訟において国が争ってきたのは開門の是非であり、開門方法ではなかった。漁民側は、開門方法について段階的開門の対案を提起し、開門のための協議を提案して、円満な話し合いによる解決を提起してきた。国はこれまで一貫してこれを拒否してきた。いまさら開門方法に対する異議を理由として上告するのは、背信行為である。

裁判内外の経過をふまえると、今、重要なことは、高裁判決によって開門の是非に関する国の主張がことごとく退けられ決着がついたという歴史的段階をふまえ、まず、国が、上告を断念し、いさぎよく、開門の政治決定をすることである。

- 3 その上に立って、開門方法が問題なのであれば、これまで漁民側は、段階的開門の開門方法や開門時期、開門協議会の設置などの開門の進め方について提案し、国に協議を呼びかけてきた経緯があるので、協議を開始さえすれば、合意は可能である。
 - 4 今後、来年3月29日には、諫早湾内の小長井漁協組合員を原告とする開門訴訟の判決が予定されており、さらに諫早湾内瑞穂漁協、国見漁協の組合員を原告とする訴訟、小長井漁協組合員の第2陣開門訴訟が控えている。今回の高裁判決の当事者は、諫早湾近傍場の漁民であり、近傍場漁民が勝訴した以上、湾内漁民が敗訴することはありえない。しかも、これらの訴訟で漁民が求めているのは、段階的開門を前提とした即時開門である。
- 今回の高裁判決に対して国が上告し、漁民側との開門協議を拒否するのであれば、わたしたちは、これらの訴訟において即時開門の判決を求めざるを得ない。
- 5 今回の高裁判決を踏まえて、裁判外の協議とあわせて、これらの訴訟上においても協議を開始することこそが、裁判も含めた対立構造を脱却し、長年にわたる紛争を一気に解決し、漁業と農業、防災が両立する開門を実現する唯一の方策である。

以上